

【第2講】

特許明細書は読む側の視点から書かなければならない。

文章は、自らの頭の中にあることを読み手に伝えるために書かれます。従って、文章を書こうとすると、「自らの頭の中にあることをまとめ」て、それを「文章として表す」ことに意識が集中するものです。

しかし、特許明細書を書く時には、これでは全く不十分です。この理由は、特許明細書では、一方通行で情報伝達が行われるからです。このことは、双方向で情報伝達が行われる会話と比べてみれば良く分かります。

会話であれば、相手の反応を見て補足説明をすることもできますし、相手から質問が来ることも期待できるので、とりあえず頭の中にあることを話してしまえばこと足ります。話している時は、自分の頭の中にあるイメージを言葉にすることに集中していれば良いのです。

ところが特許明細書では読み手の反応が分かりませんから、読み手の反応を見て補足説明することはできませんし、読み手からの質問を期待することもできません。ですから、会話の場合のように、自分の頭の中にあることを文章にすることに集中しているだけでは全く足りません。読み手は質問できないのですから、読み手が質問の必要を感じないように文章を書いておく必要があります。その為には、文章を書いたら、その文章で分かって貰えるかどうかを確認してみる必要があります。もし、分かって貰えないかも知れないと思ったら、文章を修正しないとはいけません。

ここまでは、極めて当たり前のことです。

しかし、この当たり前のことが満足に実行できるようになるには、ある重要な事実が気が付かなければいけません。それは、「文章を分かって貰えるか否かは、文章が決めるのではなく、その文章を読んだ時の読み手の意識が決めている」という事実です。この事実は、明細書書きにとって最も重要な事実でもあります。何も難しい話をしているわけではありません。日常生活でも「話が見えない」と思った経験があると思います。「話がすれ違う」経験もあると思います。これらは、話している側と聞いている側とで、意識がずれていることによって起きる現象です。意識がずれていなければ、簡単な説明でも良く話が通じますが、意識がずれていると、幾ら説明してもなかなか話が通じません。でも、説明し

ているうちに（相手にとっては説明を聞いているうちに）意識のずれが修正されて、そのとたんに話が通じるということは、日常生活で普通に体験することです。

このことは、文章でも全く同様です。例えば、読み手が〇〇〇についての説明だと思っている時に、いきなり●●●についての文章が出て来たら、大いに混乱するでしょう。「何の話だ？」となってしまいます。あるいは、その●●●について説明している文章の内容が、〇〇〇についての説明としても読めたとしたら、非常に高い確率で〇〇〇についての説明だと読まれてしまうでしょう。この場合、誤解に気付かないまま読み進まれてしまい、明細書書きにとって破滅的な状況（「分かり難い」あるいは「下手くそ」という烙印を押される）を引き起こします。また、話の中身に興味を持って聞いて貰えれば、言いたいことが伝わり易くなりますが、仕方なく話に付き合っただけの状態では言いたいこともなかなか伝わらないでしょう。文章の場合も全く同じで、読み手の興味を引き付けることができれば、理解して貰い易くなりますが、そうでなければ簡単に読み飛ばされてしまいます。当然、文章の内容は読み手には伝わりません。

長くなったので、ここまでの話をまとめましょう。

- ①文章は会話と違って、読み手の反応を見て補足説明をすることができません。ですから、頭の中を文章として表現しただけでは全く足りません。ちゃんと分かって貰えるかどうかを判断しながら、文章を書いていく必要があります。
- ②しかし、文章を読んで分かるか否かは、文章が決めているものではありません。その文章を読んだ時の読み手の意識が決めているのです。ですから、分かって貰えるかどうかを判断するためには、読み手の意識の状態を把握しておくことが必要不可欠です。

以上のことから分かるのは、「読み手の意識が把握できていないと、自分の書いた文章で分かって貰えるか否かを判断することができないし、書いた文章を修正することもできない」と言うことです。

文章を書く時の出発点が「自らの頭の中にあることの文章化」であるのは事実ですが、本当の勝負は「その文章を読む前の読み手の意識の状態と、その文章を読んだことによる読み手の意識の変化とをどこまで正確に把握できるか」に掛かっています。すなわち、明細書を書く時の姿勢としては「**読み手の視点に立つ**」ことが極めて重要です。